

厚生労働省和歌山労働局発表
令和4年11月29日（火）

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	雇用環境・均等室
	監理官 神山 高幸
	室長補佐 平井 裕弥
	電話 073 (488) 1170

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～「職場のハラスメント特別相談窓口」を開設します～

厚生労働省では、年末に向けての業務繁忙期に、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的に周知・広報に取り組んでいます。

和歌山労働局（局長 小島 敬二）では、本月間を中心に「職場のハラスメント特別相談窓口」を開設し、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」、「パワーハラスメント」に関する労働者や企業等からの相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談等あらゆるハラスメントについて相談対応を行います。

【和歌山局におけるハラスメントに係る相談状況】（別添資料1）

令和3年度に当局に寄せられたハラスメントに係る相談件数は859件（前年度881件）、最も多かったのはパワーハラスメント（いじめ・嫌がらせを含む）で800件（前年度765件）、相談の93%を占めております。

その他、セクシュアルハラスメントが22件（前年度49件）、妊娠・出産に関するハラスメント（マタハラ）が11件（前年度19件）、育児休業・介護休業等に関するハラスメントが26件（前年度48件）となっています。

【取組内容】

1 「職場のハラスメント特別相談窓口」の開設（添付資料2）

開設期間 令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

相談窓口 和歌山労働局雇用環境・均等室（TEL）073-488-1170

和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

受付時間 8時30分～17時15分 ※年末年始、土日祝除く

2 「職場のハラスメント撲滅月間」啓発動画の和歌山労働局ホームページへの掲載

3 12月7日オンラインによる「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」開催

（1）日時

令和4年12月7日（水）13時30分～15時00分（予定）

（2）会場

オンライン配信

（3）内容

① 基調講演 原 昌登 氏（成蹊大学法学部 教授）

講演題目：「従業員が辞めない！明るくイキイキ働ける職場へ

～中小企業も取り組みやすい、ハラスメント対策のポイント」

② パネルディスカッション

「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」ファシリテーター：原 昌登 氏
（成蹊大学法学部 教授）

パネラー：田野島 正伸 氏（家の光製本梱包株式会社 常務取締役）

パネラー：箕輪 千明 氏（株式会社 サンケイ会館 代表取締役社長）

（4）お申込み

以下の応募フォームにてお申込みください。参加は無料です。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

（添付資料）

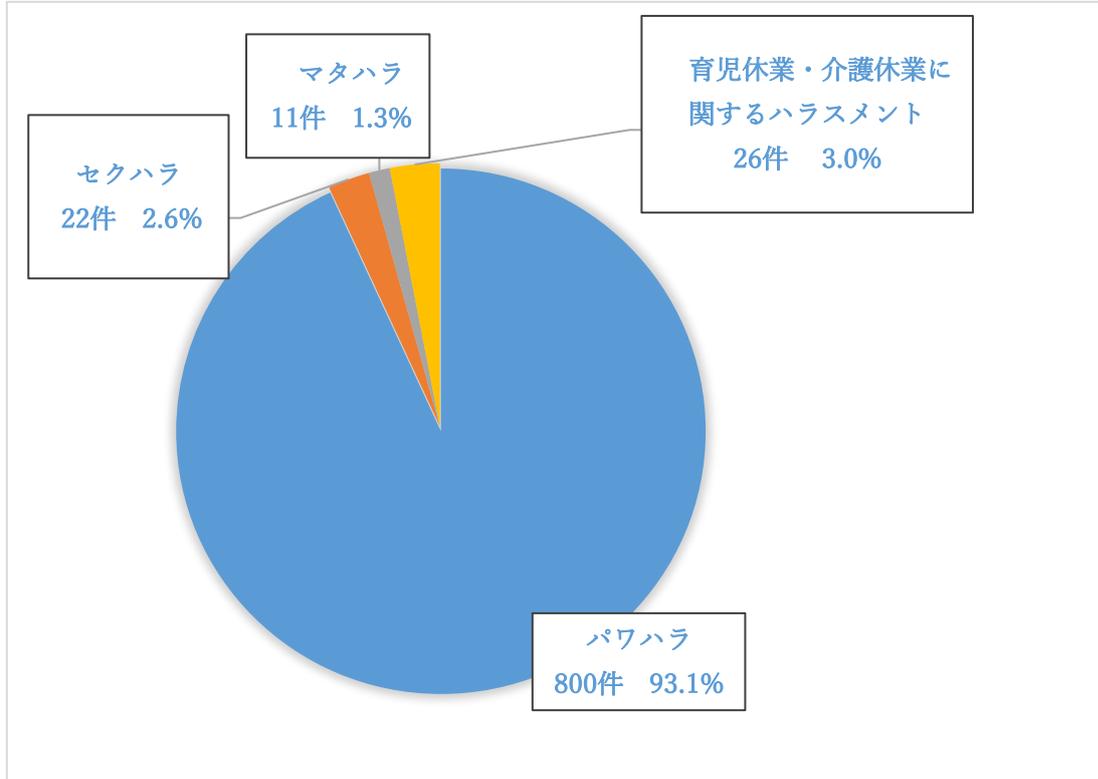
- 1 和歌山労働局に寄せられたハラスメントに係る相談状況
- 2 「職場のハラスメント特別相談窓口」リーフレット
- 3 「12月は職場のハラスメント撲滅月間です」リーフレット

（参考）

- 1 「stop！カスタマーハラスメント」リーフレット
- 2 「就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください！」リーフレット
- 3 「ハラスメント悩み相談室」リーフレット

ハラスメントに係る相談状況

令和3年度に寄せられたハラスメントに係る相談の内訳



過去3年間のハラスメントに係る相談の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ハラスメントに係る相談件数	772件	881件	859件
うちパワーハラスメント (いじめ・嫌がらせ含む)	697件	765件	800件
うちセクシャルハラスメント	28件	49件	22件
うち妊娠・出産に関する ハラスメント	8件	19件	11件
うち育児休業・介護休業に 関するハラスメント	39件	48件	26件

※「パワハラ」には、いじめ・嫌がらせを含めて計上しております。

ハラスメント特別相談窓口

開設期間：令和4年12月1日(木)～令和4年12月28日(水)

職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントの相談を受け付けています！

例えば、このようなことでお困りではないですか？

セクハラについて社内の相談窓口相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務中に同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、苦痛を感じている。

同僚の前で上司から無能扱いする言葉を繰り返し受けて、つらい。

労働者

セクハラ相談を社員から受けたが、会社としてどう対応すればいいのか。

新たに義務付けられたパワーハラスメントの防止対策は、なにをする必要があるか。

ハラスメントを発生させないために労働者に対して、どのような周知・啓発を行うべきか。

企業の担当者

相談
無料

匿名
可能

電話相談
可能

プライバシー
厳守

和歌山労働局が
あなたのお力になります！
働く方も、企業の担当の方も
気兼ねなくご相談ください！

和歌山労働局 職場のハラスメント特別相談窓口

【電話相談】 073-488-1170

【来局相談】 和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎4階 雇用環境・均等室

【受付時間】 8時30分～17時15分(年末年始、土日祝除く)

※丁寧な相談対応を心がけています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

都道府県労働局では職場のハラスメント撲滅に向けた取組を実施いたします！

職場のハラスメントとは…

セクシュアルハラスメント

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいい、男女雇用機会均等法で防止措置が事業主に義務付けられています。

妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」として、男女雇用機会均等法・育児介護休業法で防止措置が事業主に義務付けられています。
また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換といった行為は「不利益取扱い」として、法律上禁止されています。

パワーハラスメント

令和2年6月からパワーハラスメント対策が事業主の義務となりました。
（中小企業についても令和4年4月1日から義務化されました。）

<主な改正ポイント>

- ① 職場におけるパワーハラスメント防止のために、**雇用管理上必要な措置（※）を講じることが事業主の義務となりました。**（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となりました）
- ② パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、紛争解決援助制度や調停などの紛争解決手段の申請を行うことができるようになりました。

※雇用管理上の措置の具体的内容

- ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
- ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
 - ③ 就業環境を害すること（身体的もしくは精神的苦痛を与えること）
- ※ 適切な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

みんなで

NOのハラスメント



ハラスメント相談窓口

12月は職場の
ハラスメント
撲滅月間です

2022年12月7日(水)

ハラスメント対策シンポジウムをリモートで開催

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、
二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



パワハラ防止措置が全企業で義務化されました。

パワハラやセクハラ防止対策や相談窓口の設置など、社内での体制作りを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談
コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。NOハラスメント



そのクレーム、やりすぎていませんか？



暴力、暴言、土下座の強要…

STOP! カスタマーハラスメント

—みなさまに気持ちよく過ごしていただくために—

カスタマーハラスメントとは？

カスタマーハラスメントとは、例えば、

- ・過大な要求や不当な言いがかりなど、主張内容等に問題があるもの
- ・主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題があるものが考えられます。

暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれます。

意見を伝える際のポイント

意見がきちんと相手に伝わるように、従業員に意見を伝える際には、以下の点を意識してみてください。

- ① ひと呼吸、置きましょう!
- ② 言いたいこと、要求したいことを明確に、そして理由を丁寧に伝えましょう!
- ③ 従業員の説明も聞きましょう!

就職活動やインターンシップ中の ハラスメントに関するお悩みは 都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒に相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。

- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。

過去の就活セクハラ的事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。(多くの企業では、1人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。)

②早い段階で相談を！

OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。**匿名でも大丈夫です。**プライバシーは厳守されるのでご安心ください。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



「恋人がいるのか」と聞かれた

性的な言動に対して拒否・抵抗したら、内定を取り消された

インターンシップやOB訪問などで食事やデートに誘われ、こく誘われた



オンライン面接の時に「全身を見せて」と言われた



- ★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



連携



共有



**都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）**
※新卒応援ハローワークでも相談可能です。

制度の説明

防止に向けた事業主への助言等
(※)

トラブルの解決援助

(※) 助言内容(例)

- 事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないように、必要な注意を払うよう努めること。
- 職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
- セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

職場でのハラスメントに
悩んでいませんか？



相談
無料

ハラスメント 悩み相談室

セクシュアル
ハラスメント

就職活動中等の
ハラスメント

パワー
ハラスメント

妊娠・出産・
育児休業等に
関する
ハラスメント

カスタマー
ハラスメント



電話相談

●受付時間：月曜～金曜 17:00～22:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



ナイヨハラス
0120-714-864



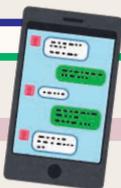
メール相談

24時間受付・72時間以内に返信予定。
パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#mail>
- メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



新規
開設



SNS相談

24時間受付・48時間以内に返信予定。
携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- LINE 友だち追加 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#sns>



(委託運営)

専用Webサイト

ハラスメント悩み相談室

検索

LEC 東京リーガルマインド

職場でのハラスメントのことで お悩みの方、お困りの方、 ハラスメント悩み相談室へご相談ください!

例えば、このようなことで
お困りではありませんか?

- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- インターンシップやOB訪問などで食事やデートにしつこく誘われた
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない
- 商品やサービスに対して消費者から不当な言いがかりをつけられた



相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門家が電話・メール・SNSから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは?
- 必要があれば関係機関をご案内 など

